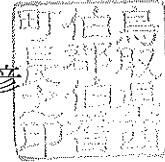




農業経営基盤強化促進法(昭和55年5月28日法律第65号)第19条第1項の規定により定めた農業経営基盤の強化の促進に関する計画について、同条第5項の規定により変更をしたので、同条第8項の規定により下記のとおり公表する。

令和8年3月30日

伯耆町長 小澤 敦彦



記

1. 計画を変更した区域の範囲
八郷地区
大幡地区
幡郷地区
二部地区
溝口地区
日光地区
2. 計画を変更した年月日
令和8年3月30日
3. 計画及び目標地図
別添のとおり